

広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例

広尾町は、海と山に囲まれ、山から海へそそぐ河川にはサケを始めとする魚類が遡上するなど、豊かな自然環境から様々な恩恵を受けまちが成り立っている。また、二酸化炭素を吸収する森林は、町全体の面積の約8割を占め豊富に存在している。さらに、西にそびえ立つ日高山脈、海岸線を走る黄金道路などの景勝地や、雄大な農村風景など良好な景観資源にも恵まれている。これらは町民共有の貴重な財産であり、将来の世代に適切な形で引き継いでいくことは、現世代の責務である。

町内における再生可能エネルギー発電施設は、これらの資源を大切にし、調和を図りながら整備する必要があるが、過度な開発行為は、これらの資源を著しく破壊する可能性があるほか、貴重な野生動植物の生息生育環境を脅かすなど生物多様性が低下し、復元不可能な状態に陥る恐れがある。

一方、地球温暖化は、本町の産業や住民生活に様々な形で影響を及ぼしており、その対策は喫緊の課題となっている。

以上のことから、地球温暖化対策にも取り組みながら、再生可能エネルギー発電施設と地域との調和を図り、町民の貴重な財産であり誇りでもある本町の自然環境及び景観資源を次世代に継承していくため、本条例を制定する。

目 次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 設置規制区域等(第8条—第10条)
- 第3章 事前協議、届出、地域住民等への周知(第11条—第18条)
- 第4章 維持管理(第19条)
- 第5章 大規模太陽光発電事業(第20条—第23条)
- 第6章 監督(第24条—第28条)
- 第7章 雑則(第29条—第30条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町の豊かな自然環境や良好な景観資源、安心安全な生活環境を守り、再生可能エネルギー発電施設と地域との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)再生可能エネルギー 再生可能エネルギー設備を用いて再生可能エネルギー源(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。))

第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。同号及び第3号において同じ。)を変換して得られる電気又は熱をいう。

(2)再生可能エネルギー発電施設 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

(3)再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電施設を設置し、再生可能エネルギー源を電気に変換する事業をいう。

(4)再生可能エネルギー発電事業者 再生可能エネルギー発電事業を自ら行う者をいう。

(5)事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(6)近隣区域 次に掲げる区域をいう。

ア 出力の合計(以下「発電出力」という。)が50キロワット未満の再生可能エネルギー発電事業 事業区域の境界から100メートル以内の区域

イ 発電出力が50キロワット以上(同一又は共同の関係にあると認められる再生可能エネルギー発電事業者が、同時期又は近接した時期に隣接した場所に設置する再生可能エネルギー発電施設の

合算した発電出力が50キロワット以上となる場合を含む。)の再生可能エネルギー発電事業 事業区域の境界から300メートル以内の区域

(7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 近隣区域に居住する者

イ 所有権、賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用し、当該土地又は建物において事業活動その他の活動を行う者

ウ 近隣区域にその区域を含む町内会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。)の代表者

エ 事業区域に隣接する土地(水路又は道路を挟んで隣接する土地を含む。)及び当該土地上にある建物を所有する者

(8) 土地所有者等 事業区域に係る土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 本町における豊かな自然環境及び良好な景観資源は、先人から引き継がれた町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、町民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

2 地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐため、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進し、ゼロカーボンシティの実現をめざす。

(町の責務)

第4条 町は、第1条に定める目的及び第3条に定める基本理念に基づき、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、事業者、町民等周辺関係者相互の密接な連携の下、地域の活力向上及び持続的な発展を図ることを旨として、再生可能エネルギー発電事業が行われるように努めなければならない。

(再生可能エネルギー発電事業者の責務)

第5条 再生可能エネルギー発電事業者は、関係法令(関係行政機関が策定する指導要綱、ガイドライン等を含む。)及びこの条例を遵守し、地域の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めなければならない。

2 再生可能エネルギー発電事業者は、近隣住民等に対し、再生可能エネルギー発電事業に係る計画の内容及び再生可能エネルギー発電施設の維持管理や廃止後の解体、撤去、廃棄及び原状回復(以下「解体等」という。)の方法などを十分に説明し、継続して理解を得られるよう努めるものとする。

3 再生可能エネルギー発電事業者は、再生可能エネルギー発電施設を適切に維持管理しなければならない。

4 再生可能エネルギー発電事業者は、再生可能エネルギーの導入を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域を適正に管理しなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、第1条に定める目的及び第3条に定める基本理念に基づき、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

第2章 設置規制区域等

(禁止区域)

第8条 町長は、法令の規定により再生可能エネルギー発電施設の設置をしてはならない区域を禁止区域と指定するものとする。

2 前項の禁止区域は、次のとおりとする。

(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(3) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の砂防指定地

(4) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の農業振興地域の区域内にある農用地等

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の保安林

(6) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項の河川区域及び第54条第1項の河川保全区域

(7) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する土地及び第109条第1項の史跡名勝天然記念物指定地

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の鳥獣保護区及び第29条第1項の特別保護地区

(9) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号の国立公園及び同条第3号の国定公園

3 再生可能エネルギー発電事業者は、前二項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、法令の規定に基づいて再生可能エネルギー発電施設の設置が許されている場合は、この限りでない。

(抑制区域)

第9条 町長は、本町の自然環境及び景観資源又は生活環境の保全のために、再生可能エネルギー発電施設の設置を抑制すべき区域(以下「抑制区域」という。)を指定するものとする。

2 前項の抑制区域は、次のとおりとする。

(1) 広尾町立地適正化計画(都市再生特別措置法第81条に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」)に定める居住誘導区域

(2) 広尾町森林整備計画(森林法第10条の5に基づく「市町村森

林整備計画」)に定める公益的機能別施業森林又は木材等生産林に設定されている森林区域

(3) 国立公園区域の境界から1キロメートル以内の区域

3 町長は、再生可能エネルギー発電事業者に対し前二項の規定により指定した区域を事業区域に含めないよう求めることができる。

(適用を受ける事業)

第10条 この条例の規定は、次のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電事業に適用する。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上に設置する太陽光発電事業、及び建築物と併設されるもので、主にこの建築物で自家消費を目的とする再生可能エネルギー発電事業、並びに農業を営む者が、当該農業経営を継続するために必要な家畜排せつ物の処理を目的として設置するバイオマス発電事業を除く。

(1) 抑制区域 発電出力が10キロワット以上(同一又は共同の関係にあると認められる再生可能エネルギー発電事業者が、同時期又は近接した時期に隣接した場所に設置する再生可能エネルギー発電施設の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。)の再生可能エネルギー発電施設を設置するもの。

(2) 禁止区域と抑制区域を除くその他の区域 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電施設を設置するもの。

2 この条例の規定は、既に設置された再生可能エネルギー発電施設を増設することにより、前項に規定する発電出力又は事業区域面積以上となる事業においても適用する。

第3章 事前協議、届出、地域住民等への周知

(事前協議)

第11条 再生可能エネルギー発電事業者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業に係る概要書を提出し、第13条の規定に基づく届出をしようとする日の30日前までに、町長と協議し

なければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、再生可能エネルギー発電事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

3 町長は、第1項の規定による協議が完了したときは、再生可能エネルギー発電事業者に当該協議が完了した旨を通知するものとする。

(近隣住民等への説明)

第12条 再生可能エネルギー発電事業者は、第11条の事前協議を行った日から起算して21日以内に、近隣住民等に対して、当該再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画(以下「事業計画」という。)に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、事業を中止した場合はこの限りではない。

2 再生可能エネルギー発電事業者は、説明会を開催する日の14日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、町長及び近隣住民等に周知しなければならない。

3 再生可能エネルギー発電事業者は、説明会において、近隣住民等以外の者で当該再生可能エネルギー発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び近隣住民等が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。

4 再生可能エネルギー発電事業者は、説明会において、事業計画等の内容を説明する資料を参加者に交付するとともに、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。

5 町長は、説明会に職員を立ち合わせることができる。

6 再生可能エネルギー発電事業者は、説明会を終了したときは、規則で定めるところにより、詳細な議事録などの結果をまとめて速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

(届出)

第13条 再生可能エネルギー発電事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとするときは、第11条に規定する事前協議を終えたうえで、当該設置工事(森林伐採、土地造成等の準備行為を含む。)に着手する日の60日前までに、第12条に基づく当該事業区域の近隣

住民等への説明会の結果を記録した書類を添えて、事業計画について、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）

(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状

(4) 再生可能エネルギー発電施設の設置する位置、構造及び発電出力

(5) 再生可能エネルギー発電施設の保守点検及び維持管理計画

(6) 再生可能エネルギー発電施設の廃止並びに解体等に係る費用の積立てに関する計画（第三者機関による解体等に係る費用の見積を含む）

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならない。

4 町長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し意見を求めることができる。

5 町長は、第1項及び第3項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（協定の締結等）

第14条 再生可能エネルギー発電事業者は、前条の規定による届出を行った後、当該設置工事（森林伐採、土地造成等の準備行為を含む。）に着手する前に、町長と自然環境等の保全等に関する協定を締結しな

なければならない。

2 再生可能エネルギー発電事業者は、前項の規定により締結した協定の内容を遵守しなければならない。

3 再生可能エネルギー発電事業者は、第1項の協定を締結した後に、前条の事業計画の内容を変更しようとするときは、町長と協議を行い、必要に応じて協定の変更を行わなければならない。

(意見の申出)

第15条 町長は、第13条各項の規定による届出を受けた事業が、防災上支障がある、又は事業区域の自然環境及び景観若しくは生活環境に影響を及ぼす可能性があると判断したときは、再生可能エネルギー発電事業者に対し事業の中止又は変更を申し出るものとする。

2 再生可能エネルギー発電事業者は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに状況等を確認し、適切な措置を講じなければならない。

(工事完了の届出)

第16条 第13条各項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも同様とする。

2 町長は、前項の規定による工事完了の届出があったときは、速やかに、届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を第13条各項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

(廃止の届出)

第17条 再生可能エネルギー発電事業者は、再生可能エネルギー発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 再生可能エネルギー発電事業者は、再生可能エネルギー発電施設を廃止しようとするときは、再生可能エネルギー発電施設の解体等その他適切な措置を講じなければならない。

3 再生可能エネルギー発電事業者は、前項による解体等が完了したと

きは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

- 4 町長は、第1項及び第3項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(事業の承継)

第18条 再生可能エネルギー発電事業者は、相続、売買、合併又は分割によりその地位を別の者に承継しようとするときは、承継する日の90日前までに規則で定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

- 2 地位の承継を受けた者は、当該承継に係る再生可能エネルギー発電事業について付された一切の条件を遵守するものとする。

第4章 維持管理

(維持管理)

第19条 再生可能エネルギー発電事業者は、災害に備えるとともに自然環境、景観及び生活環境等の保全上に支障が生じないように、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう適正に維持管理しなければならない。

第5章 大規模太陽光発電事業

(解体等費用の確保)

第20条 発電出力1,000キロワットを超える大規模太陽光発電事業（以下「メガソーラー事業」という。）を行おうとする再生可能エネルギー発電事業者は、メガソーラー事業に係る再生可能エネルギー発電施設の解体等に係る費用の確保に努めなければならない。

- 2 メガソーラー事業を行う再生可能エネルギー発電事業者は、特別措置法第15条の12第2項に規定する解体等積立金の積立てを行わずにメガソーラー事業を行おうとするときは、適切に廃止後の解体、撤去、廃棄及び原状回復（以下「解体等」という。）に係る費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る解体等に要

する費用に相当する額の現金(以下「保証金」という。)を金融機関に預入しなければならない。

3 発電事業者は、特別措置法第15条の12第2項に規定する解体等積立金(以下「解体等積立金」という。)の積立てを行う場合において、当該金額が次項に掲げる額のうちいずれか高い額に満たないときは、適切に撤去等に係る費用を確保していることを保証するため、不足する額の現金(以下「不足分保証金」という。)を金融機関に預入しなければならない。

4 第2項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。また、第3項の規定による不足分保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額から解体等積立金の額を差し引いた額とする。

(1) 発電事業者が設置しようとする太陽光発電施設の発電出力に、特別措置法第43条に規定する調達価格等算定委員会が設定した認定年度における廃棄等費用の想定額1キロワット当たりの価格を、事業計画の届出を行う年度の価格とし、この価格を乗じて得た額

(2) 発電事業者が実施しようとするメガソーラー事業に係る資本費の100分の5に相当する額

(3) 当該太陽光発電事業に係る第三者機関等による解体等費用の見積額

5 再生可能エネルギー発電事業者は、第2項の規定による保証金又は第3項の規定による不足分保証金を預入したときは、当該保証金に係る預金債権について町と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、町に対抗要件を備えさせなければならない。

6 第1項から第5項までの規定は、第13条第3項の規定による事業計画の変更により当該再生可能エネルギー発電事業がメガソーラー事業に該当することとなった発電事業者について準用する。

7 第18条の規定により再生可能エネルギー発電事業者の地位を承継した者に係る第5項の規定の適用については、同項中「再生可能エネ

ルギー発電事業者は、第2項の規定により保証金又は第3項の規定による不足分保証金を預入したときは、」とあるのは、「第18条の規定により再生可能エネルギー発電事業者の地位を承継した者は、同条の規定による町長への届出を速やかに行った後、第2項の規定により保証金又は第3項の規定により不足分保証金を預入したときは、」と読み替えるものとする。

- 8 第1項から第5項までの規定は、既にメガソーラー事業を実施している発電事業者が新たに第13条第3項の規定による事業計画の変更をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

(保証金の使途)

第21条 町長は、再生可能エネルギー発電事業者が第26条の指導、助言及び勧告（以下「指導等」という。）を受けたにもかかわらず、当該指導等に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境、生活環境若しくは景観の保全に著しい支障が生じると認める場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により町が講じた措置に要する費用のうち解体等費用に該当するものに当該保証金又は不足分保証金を充てることができる。

- 2 町長は、前項の措置を講じた場合において、保証金又は不足分保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を発電事業者に負担させることができる。

- 3 前項の規定により発電事業者に負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第22条 町は、次に掲げる場合は、第20条第5項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 第13条第3項の規定による事業計画の変更により当該太陽光発電事業がメガソーラー事業に該当しないこととなったとき。ただし、メガソーラー事業を実施している場合にあっては、災害発生の

防止のために必要な措置等がとられていると町長が認めるときに限る。

(2) 第18条の規定による再生可能エネルギー発電事業者の地位の承継があった場合において、同条の規定により再生可能エネルギー発電事業者の地位を承継した者と新たに第20条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により質権設定契約を締結したとき。

(3) 太陽光発電設備の廃止に係る解体等を完了したとき。

2 再生可能エネルギー発電事業者は、太陽光発電設備の解体等に伴い発生する廃棄物の処理のために保証金又は不足分保証金を使用するとき、第13条第3項の規定による事業計画の変更に伴い預入すべき保証金又は不足分保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第20条の規定により預入した保証金又は不足分保証金の減額を町長に申し入れることができる。

3 前項の規定による申入れがあった場合において、町長は、保証金又は不足分保証金を減額しても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金又は不足分保証金の減額をすることができる。ただし、保証金又は不足分保証金の全額を減額する場合にあっては、太陽光発電設備の廃止に係る解体等が完了したと認めるとき又は完了する見込みであると認めるときに限る。

4 町長は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第20条第5項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、発電事業者はこれに協力するものとする。

(損害賠償責任保険等への加入)

第23条 発電事業者は、メガソーラー事業の実施に当たっては、太陽光発電設備の設置に着手する日から太陽光発電設備を廃止する日までの間、損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、設置工事に係る期間中の損害賠償責任保険等への加入にあっては、当該設置工事を請け負う者が、損害賠償責任保険等への加入をすることで

足りるものとする。

- 2 第13条第3項の規定による事業計画の変更により当該太陽光発電事業がメガソーラー事業に該当することとなる発電事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「太陽光発電設備の設置」とあるのは「太陽光発電設備の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。
- 3 第18条の規定に基づき、発電事業者の地位を承継した者に係る第1項の規定の適用については、同項中「太陽光発電設備の設置に着手する日から太陽光発電設備を廃止する日までの間」とあるのは「第18条の規定により発電事業者の地位を承継した際に、太陽光発電設備の設置に着手していない場合にあつては太陽光発電設備の設置に着手する日から太陽光発電設備を廃止するまでの間、太陽光発電設備の設置に着手している場合にあつては発電事業者の地位を承継した日から太陽光発電設備を廃止する日までの間」と読み替えるものとする。

第6章 監督

(報告の提出)

第24条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、再生可能エネルギー発電事業者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第25条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に再生可能エネルギー発電事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第26条 町長は、必要があると認められるときは、再生可能エネルギー

一発電事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再生可能エネルギー発電事業者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 再生可能エネルギー発電事業者が第13条各項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(2) 再生可能エネルギー発電事業者が正当な理由なく第13条各項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。

(3) 再生可能エネルギー発電事業者が第15条第2項の規定による適切な措置を講じなかったとき。

(4) 再生可能エネルギー発電事業者が第16条から第18条までの規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(5) 再生可能エネルギー発電事業者が第19条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれのあるとき。

(6) 再生可能エネルギー発電事業者が第24条の規定による報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(7) 再生可能エネルギー発電事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 町長は、前各項号の規定による指導又は勧告を行った場合において、必要な改善が行われたと認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を当該勧告を受けた事業者に通知するものとする。

(公表)

第27条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた再生可能エネルギー発電事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該再生可能エネルギー発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ再生可能エネルギー発電事業者に対して規則で定めるところにより予告し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(災害の復旧)

第28条 再生可能エネルギー発電事業者は、事業に起因して災害が発生したときは、町その他関係機関と速やかに協議し、誠意を持って災害の復旧を行わなければならない。

第7章 雑則

(国等の特例)

第29条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う再生可能エネルギー発電事業は、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 再生可能エネルギー発電事業者は、この条例の施行日前においても、第11条、第12条及び第13条の規定の例により、事前協議、近隣住民等への説明及び届出(以下「手続き等」という。)を行うことができる。この場合において行われた手続き等は、この条例の規定の適用については、これらの規定による手続き等を行ったものとみなす。